

光警報装置が聴覚障がい者に対して、一定の効果があることが効果検証により実証されたが、下記のような課題もまた判明した。

機器・設置

- ・光の色についてはモデル施設では白色としたが、「赤色のほうがわかりやすい」との意見もあり、「白色又は赤色」と選択できるようにする必要がないか
- ・点滅型誘導灯との併置については、誘導灯の視認性確保のために、一定の間隔を空けて設置することとすれば十分か
- ・天井高さや天井装飾等との関係について整理が必要ではないか

費用

設置については、一定の工事費・維持管理費を要する

※モデル施設では既存施設に設置したため、配線ルート確保等の工事費が必要なことが判明

設置対象物

設置基準(案)では「自動火災報知設備が設置されたものに設置することが望ましい」としていたが、自動火災報知設備は比較的小規模(300㎡以上)な建築物にも設置が義務付けられており、法的設置義務を課すとすれば、光警報装置の設置が特に必要な用途・面積規模について検討が必要ではないか。



ホテルや劇場、駅・空港のロビー、百貨店の売場、病院の外來など、不特定又は多数の利用が見込まれる用途であって、一定の広さのある空間に優先的に設置するよう検討していくべきではないか。

基準化されるまでの間は、光警報装置の設置・維持基準により設置方法を示すことでよいか。

光警報装置以外による警報

・聴覚障がい者に有効な光警報装置以外の手段については、既往の調査において振動によるものや臭気によるものについて検討がなされているが、これらの装置は有効範囲が狭く、建築物全体に警報を知らせるという点では光警報装置が今回の検証からも優位ではないか。

ただし、就寝する場所については光警報装置より振動によるものが効果が高いとされており、今後別途検討が必要ではないか

自動火災報知設備の用途ごとの設置基準

自動火災報知設備の設置が義務付けられる防火対象物は次のとおりである。

令別表第一用途項			一般 (延面積 ㎡)以上	一階段対象 物	地階又は2 階以上(床面 積㎡)以上	地階・無窓 階又は3階 以上(床面 積㎡)以上	11階以上 の階	その他(床 面積㎡)以 上				
(1)	イ	劇場等	300	全部	駐車のために 供する部分 の存する階 で当該部分 の床面積200 (駐車する すべての車 両が同時に 屋外に出る ことができ る構造の階 を除く)	300	全部	1)通信機 器室500 2)左記各 号に掲げ るもの ほか、別表 第一に掲 げる防火 対象物の 道路の用 に供され る部分で 屋上部分 600 その他の 部分400				
	ロ	集会場等							300※2			
(2)	イ	キャバレー等	全部			300			(一般と同 じ)	300※2	全部	
	ロ	遊技場等										
	ハ	性風俗関連特殊 営業店舗等										
(3)	ニ	カラオケボック ス等	300			300			300	300	全部	
	イ	料理店等										
(4)	ロ	飲食店	300			300			300	300	全部	
	イ	百貨店等										
(5)	イ	ホテル・旅館等	300			全部			300	300	全部	
	ロ	共同住宅等		(一般と同 じ)								
(6)	イ	病院等	300	全部	300	300	全部					
	ロ	老人短期入所施 設等							(一般と同 じ)			
	ハ	老人デイサービ スセンター等							300			
	ニ	特別支援学校等							300			

(7)	学校等	500	(一般と同 じ)				
(8)	図書館等						
(9)	イ	蒸気浴場等	200	全部			
	ロ	一般浴場	500	(一般と同 じ)			
(10)	車両停車場	500					
(11)	神社等	1,000					
(12)	イ	工場等	500				
	ロ	スタジオ等					
(13)	イ	車庫等	500				
	ロ	特殊格納庫	全部	(一般と同 じ)			
(14)	倉庫	500					
(15)	前各号以外	1,000					
(16)	イ	特定用途の存す る複合用途	300	全部			
	ロ	イ以外の複合用 途	※3	(一般と同 じ)			
(16の2)	地下街	300※4	(一般と同 じ)				
(16の3)	準地下街	※5	全部				
(17)	文化財	全部	(一般と同 じ)				
(18)	アーケード	—	—				

特定防火対象物

消防法において、不特定多数の利用が見込まれる用途とされ、設置基準が改正された場合、既存建築物にも改正基準が適用される。